

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月7日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2024-0025、0029、0030号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字楠原字河原町下362番（25号）、同所字同367番（29号）、同所字同368番（30号）
- 3 地目 原野
- 4 地積 59㎡（25号）、690㎡（29号）、241㎡（30号）
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
美濃田傳吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月7日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2024-0027号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字楠原字河原町下364番
- 3 地目 畑
- 4 地積 59㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
三嶋今治
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月7日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2024-0033号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字楠原字河原町下372番
- 3 地目 畑
- 4 地積 499㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
久永銀次郎
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 8 年 7 月 7 日

宮崎地方法務局 登記官 須賀 信 一 郎

記

- 1 手続番号 第 3 5 0 1 - 2 0 2 5 - 0 0 0 6 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字毛吉田字大峯 1 6 0 3 番 1
- 3 地目 山林
- 4 地積 5 4 m²
- 5 表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所
宮崎県日南市大字塚田乙 9 1 5 番地
岩切久平（昭和 6 0 年 1 0 月 1 8 日当時）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月7日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2025-0023号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字酒谷字石間伏甲83番6
- 3 地目 畑
- 4 地積 52㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
由地ケサエ
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月7日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2025-0024号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字酒谷字石間伏甲83番11
- 3 地目 宅地
- 4 地積 36.69㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
由地チサエ
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月7日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2025-0026号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字酒谷字秋山甲280番
- 3 地目 山林
- 4 地積 274 m²
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
斎藤政吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年7月7日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記

- 1 手続番号 第3501-2025-0052号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
日南市大字酒谷字中尾甲1608番
- 3 地目 畑
- 4 地積 23㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
谷口清作
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]